

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 労働組合 | 組織運営と法律 | 日本国憲法と労働組合 1

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

[▶ キーワード検索はこちら](#)

日本国憲法と労働組合 1

日本国憲法と労働組合 1

労働法は、労働者の生活向上へ二つの道筋を示しました。

その一つは、国家（社会）が強制して労働条件の最低基準を示したことです。

もう一つは、労働者の生活は労働者自身の問題であるから、労働者が自主的に主体的に運動し、自らの力で向上させることです。この自らの力の発揮方法として「労働組合」で団結し、その団結力を背景に対等性を担保し、団体交渉（労使協議）を通じて労働条件の維持改善を図るということです。したがって、力の行使についても一定の秩序維持を基盤に実行行使（ストライキ・デモ・集会など）を認めています。



労働三権とは

1. 団結権（労働者がまとまり結束すること）→ 労働組合を結成すること。
2. 団体交渉権（労働者の代表が団結を背景に対等の関係で協議すること）
3. 団体行動権（デモやストライキなど団体で示威行動すること）

労働三法とは、労働法の中で、中心的な核となる法律のことで、

①労働基準法。②労働組合法。③労働関係調整法。以上の三法律を言います。

労働者が人間としての生存を労働の立場から保障したもので、憲法第二十七条の勤労の権利と憲法第二十八条の労働三権を基本的人権と同じように、「労働基本権」と称しています。

したがって、労働基本権を捉える場合、憲法第二十五条の「生存権」から各条文との関連を捉えることが必要です。

近年話題となっています最低賃金（最低賃金法による）と生活保護世帯の生活給の月例金の比較で、労働の最低賃金が下回った状況にあることから問題視されていますが、その根底にはこのような生存権の保障、文化的で最低限度の生活を営む権利が労働の場で侵害されているのではないかと、いう疑義があるものと言えます。

私たちは労働の今日的意義を含め、労働者の経済的地位の向上にもっと関心を持つことが必要でしょう。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.